

個人事業税 の あらまし

令和6年



©2015秋田県んだッチ

申告と納税について

申告

申告期限は3月15日(休日の場合はその翌日)です。所得税の確定申告書または住民税の申告書を提出された方は、個人事業税の申告をする必要はありませんが、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄や住民税申告書の「事業税に関する事項」欄へ該当事項を記載することをお忘れにならないようお願いします。

納税

個人事業税は、8月(1期)と11月(2期)の2回に分けて納めていただくことになります。納税通知書や口座振替のお知らせは、そのつどお送りします。

ただし、税額が1万円以下の方には、8月に一括して納めていただきます。

期限後に申告書を提出された場合や所得税の修正申告書を提出された場合などは、納税通知書に記載された納期限までに納めていただくことになります。この場合、口座振替による納税はできません。

納期限までに必ず納税しましょう。

災害により被害を受けた場合、納税の猶予や減免が認められる場合があります。詳しくは美の国あきたネット(コンテンツ番号「10967」)から確認してください。

安全・安心な口座振替納税を ぜひご利用ください。

個人事業税の納税には、口座振替による納税制度をご利用いただけます。

この制度を利用されますと、納期のつど金融機関や総合県税事務所まで足を運ぶ必要もなく、ご指定いただいた預金口座から納期限内に確実に納税できますので、大変便利です。

お申込み方法は、申込はがきに必要事項を記入し、金融機関へのお届け印を押印して、ポストに投函するか最寄りの金融機関または総合県税事務所に提出してください。申込はがきは、総合県税事務所や金融機関の窓口などに備え付けています。

※9月末日までにお申し込みいただきますと、次回の納期分から口座振替による納税ができます。

【注】① 取扱金融機関は、秋田県内の銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協になっていますので、お申し込みの際にご確認ください。

ただし、ゆうちょ銀行は取り扱っていません。

② 預金口座の変更などで、申込内容に変更が生じた場合にも届け出てください。

③ 口座振替が完了したことについての通知書は送付されません。

振替日以降に振替口座の通帳記帳等により確認してください。

なお、所得税確定申告の際、税務署への領収書等の提示や提出は必要ありません。通帳記帳と併せて納税通知書を保管してください。

個人事業税は、個人の方が営む事業のうち、特に法律で定められた事業に対して課される税金です。

▶ **納める人** 県内に事務所・事業所を設けて、事業(法定業種に限ります。)を行う個人

【注】 事務所・事業所を設けないで行う事業については、その事業を行う個人の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深い場所を事務所・事業所とみなして課されます。

▶ **課税の対象となる事業と税率**

区 分	事業の種類	税率
第一種事業	物品販売業	5%
	電気通信事業	
	出版業	
	仲立業	
	広告業	
	保険業	
	運送業	
	写真業	
	問屋業	
	興信所業	
第二種事業	金銭貸付業	4%
	運送取扱業	
	席貸業	
	両替業	
	案内業	
	物品貸付業	
	船舶定係業	
	旅館業	
	演劇興行業	
	冠婚葬祭業	
第三種事業	不動産貸付業	5%
	倉庫業	
	料理店業	
	遊技場業	
	公衆浴場業のうち	
	製造業	
	駐車場業	
	飲食店業	
	遊覧所業	
	サウナなど	
第三種事業	電気供給業	3%
	請負業	
	周旋業	
	商品取引業	
	土石採取業	
	印刷業	
	代理業	
	不動産売買業	
	畜産業	
	水産業	
第三種事業	薪炭製造業	5%
	医療業	
	行政書士業	
	社会保険労務士業	
	理容業	
	測量士業	
	歯科医業	
	公証人業	
	コンサルタント業	
	美容業	
第三種事業	薬剤師業	5%
	弁理士業	
	設計監督者業	
	クリーニング業	
	海事代理士業	
	獣医業	
	税理士業	
	不動産鑑定業	
	公衆浴場業(銭湯)	
	印刷製版業	
第三種事業	弁護士業	5%
	公認会計士業	
	デザイン業	
	歯科衛生士業	
	司法書士業	
	計理士業	
	諸芸師匠業	
	歯科技工士業	
	あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業	
	装蹄師業	

【注】 主として家族などの自家労力を用いている(本人または同居親族の年間労働日数が全体の2分の1を超える場合)第二種事業には、課税されません。
なお、不動産貸付業及び駐車場業については、右側の説明もお読みください。

▶ **納める額** 個人事業税は、前年の事業所得(a)に対して課税されます。税額の計算は次のとおりです。

前年事業の総収入金額 - 事業の必要経費(事業専従者控除を含む) = 前年の事業所得金額(a)

{ 前年の事業所得金額(a) - 事業主控除 - 各種の控除 } × 税率 = 税 額

事業専従者控除 事業主と生計を一にする15歳以上の親族で、専らその事業に従事する人がいる場合は、次の金額が所得の計算上必要経費となります。

青色申告者…青色事業専従者に支払われた適正な給与額

白色申告者…事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額

* 50万円(配偶者の場合は86万円)

* 事業専従者控除前の所得金額 ÷ (事業専従者+1人)

事業主控除 年290万円(事業の期間が1年未満の場合、月割りによって計算します。)

各種の控除

- ① 損失の繰越控除(青色申告者に限る。)
- ② 被災事業用資産の損失の繰越控除
- ③ 事業用資産の譲渡損失控除
- ④ 事業用資産の譲渡損失の繰越控除(青色申告者に限る。)

※ 個人事業税においては所得税の青色申告特別控除は適用されません。

不動産貸付業

この事業は不動産の貸付け(地上権または永小作権の設定による場合を含む。)を行う事業を指します。具体的には、次に該当する場合です。

貸付け区分及び該当基準(空室などを含む。)

住 宅	一戸建住宅	10棟以上
〃	上記以外の住宅(アパート・貸間等)	10室以上
住宅以外	一戸建の建物(倉庫・工場等)	5棟以上
〃	上記以外の建物(貸店舗・貸事務所等)	10室以上
住宅用地	住宅用土地としての貸付け	契約件数10件以上 又は貸付けの総面積が2,000㎡以上
住宅用地以外	上記以外の土地の貸付け	契約件数10件以上

※上記の基準未満であっても、区分の異なる不動産の貸付けを併せて行い、室、棟、契約件数の合計が10以上の場合又は不動産貸付けによる収入金額が年650万円以上の場合には、不動産貸付業に該当します。

※共有物件の貸付の場合は、持分割合に応じてではなく、共有物件全体の室、棟、契約件数、収入金額により判定します。
(例)10室のアパートを2人が2分の1の持分で共有している場合、それぞれ10室を貸し付けているとして判定します。

駐車場業

対価の取得を目的として、自動車の駐車のための場所を提供する事業を指します。具体的には駐車可能台数が10台以上の場合に駐車場業に該当します。

ただし、立体式や地下式など建築物を用いた駐車場については、駐車可能台数が10台未満であっても駐車場業に該当します。